

性被害者の方への相談・支援窓口

専門の支援員が、被害にあった方の気持ちに寄り添いながら、一緒に考えていきます。被害直後の相談も受け付けています。

りんどうハートながの(長野県性暴力被害者支援センター)

年齢・性別を問わず、どなたからの相談も受け付けています。(家族や友人など本人以外でも相談できます。) 秘密は厳守します。いつでもお電話ください。

☎026-235-7123(相談専用電話24時間受付)

✉rindou-heart@pref.nagano.lg.jp ※メールのお返事には、時間がかかることがあります。

性別に関係なく、同意のない、対等でない、強要された性的行為はすべて性暴力です。性暴力は著しい人権侵害です。(加害者は見知らぬ人ばかりではなく、身近な人であることもあります。)

その他の相談窓口のご案内

子どもに関する様々な悩み

◎子どもが抱えるいじめ、体罰等の悩みのほか、保護者が抱える育児や子育ての悩みなど子どもに関する様々な悩みに幅広く対応する相談窓口です。

長野県子ども支援センター(長野県県民文化部こども・家庭課)

大人用 ☎026-225-9330(日・祝日・年末年始を除く10:00~18:00)

✉kodomo-shien@pref.nagano.lg.jp ※メールのお返事には、時間がかかることがあります。

◎児童虐待・DV(配偶者間等の暴力)に関する緊急の相談や通告、通報に応じています。

長野県児童虐待・DV24時間ホットライン(長野県県民文化部こども・家庭課)

☎026-219-2413(24時間)

学校生活、いじめ など

◎いじめや不登校など、子どもの学校生活の悩みに関する相談窓口です。

学校生活相談センター(長野県教育委員会事務局心の支援課)

☎0120-0-78310(24時間)

✉gakko-sodan@pref.nagano.lg.jp ※メールのお返事には、時間がかかることがあります。

長野県警察相談窓口

◎性犯罪に関する悩み、届出についての相談に応じています。

女性被害犯罪ダイヤルサポート110(長野県警察本部刑事部捜査第一課)

☎026-234-8110(土・日・祝日を除く9:00~17:00)

◎防犯や暴力、交通に関する困りごと・悩みごとなどいろいろな相談に応じています。事件や事故に至っていないが不安や危険を感じていることなどご相談ください。

警察安全相談窓口(長野県警察本部生活安全部生活安全企画課)

☎026-233-9110 又は プッシュ回線からは#9110(24時間)

◎非行、いじめや犯罪被害など子どもに関する悩みごとの相談に応じています。

ヤングテレホン(長野県警察本部生活安全部少年課)

☎026-232-4970(土・日・祝日を除く8:30~17:15)



しあわせ信州

■長野県子どもを性被害から守るための条例に関する問い合わせ先

長野県県民文化部次世代サポート課

〒380-8570 長野市大字南長野字幅下692-2

☎026-235-7210 FAX 026-235-7087 ✉jisedai@pref.nagano.lg.jp

子どもを性被害から守る

平成28年10月発行

大人の

長野県子どもを性被害から 守るための条例を制定しました。

子どもの健やかな成長を見守り支援することは
あなたに考えてほしい大人の責任です。



公布・施行日 平成28年7月7日

規制項目に係る規定の施行日 平成28年11月1日

責任

長野県

長野県子どもを性被害から守るための条例は、 子どもを性被害から守ることに特化した全国初の条例です

予防のための教育、被害者支援、県民運動の推進、規制により子どもを性被害から守るための取組を総合的に推進するものです。

子どもは、自分らしく成長する力を持っています。子どもの力を信じ、支えていくのが大人の役割です。

県民運動

◎保護者

- ・インターネットを安全に使うために子どもと一緒に家庭のルールを話し合うようにお願いします。
- ・子どもから性被害を受けたと相談されたら、まず大人が落ち着いて、「相談してくれてありがとう」と伝え、子どもの気持ちに添った対応をお願いします。被害者支援を行う専門の窓口があることも、知っておいてください。

◎事業者

- ・長野県では、「青少年に有害な社会環境排除県民運動」の推進に多くの関係業界が参加し、青少年に対する声掛けをはじめ自主的な取組を行っています。引き続き、地域における青少年を見守り育てる活動にご協力をお願いします。

◎県民

- ・地域社会から子どもの成長を見守り支援するという観点から、子どもを取り巻く現状に関心を持ち、子どもやその家族が悩み等を抱え孤立することのないよう支援をお願いします。
- ・人権や性、情報モラルに関する学びの機会への参加や、子どもの居場所づくりなど、学校や地域等の取組へご協力をお願いします。



子どもの性被害の防止

長野県の取組

◎予防のための教育

■人権教育・性教育の充実

- ・子どもの性被害防止教育キャラバン隊の高校等への派遣など、児童・生徒への教育
- ・教員(初任者)研修に性教育を位置づけるなど、性に関する指導の充実など

■インターネットの適正な利用の推進

- ・情報モラル向上のため、青少年インターネット適正利用推進協議会での方策の検討・実施
- ・情報モラル向上のための中・高校生向けリーフレットの作成・配付など

■県民運動の推進

- ・青少年を見守り育てる活動など、地域の主体的取組への協力・支援

◎性被害者への支援

- 性暴力被害にあわれた方を支援するために公的な相談窓口を設置しました。

りんどうハートながの
(長野県性暴力被害者支援センター)

- ・専門の研修を受けた支援員が被害にあわれた方(子どもから大人まで誰でも)の支援をワンストップで行います。

◎条例による規制・罰則

子どもの性被害とは

この条例では、子ども(18歳未満の者)の性被害とは、法令により処罰の対象となる行為だけでなく、性的虐待などによる身体的又は精神的被害と幅広く定義しています。

平成28年11月1日から禁止される行為

性犯罪は、「魂の殺人」とも言われ、性被害にあった子どもは、心身共に傷つき、長期間にわたって苦しめられることもあります。また、被害者であるのに、周囲の心ない言葉でさらに傷つけられてしまうこともあります。

子どもに対する威迫等による性行為等の規制により、当該行為が子どもの成長発達を見守り、支える責任がある大人として行ってはいけない行為であることを、県民全体の共通認識とする必要があります。

また、子どもに対しては、法規範として許されない行為であると明示することで、被害者にならないように、また将来的に加害者にならないよう教育する必要があります。

威迫等による性行為等の禁止	子どもに対する性行為等の禁止(威迫、欺き、困惑させることなどによる性行為・わいせつな行為) ○違反した場合 2年以下の懲役または100万円以下の罰金※
	子どもに対し、威迫、欺き、困惑させることなどにより、わいせつな行為を行わせることの禁止 自己の性的好奇心を満たす目的で、子どもに対し、性行為等を見せ、教えることの禁止
深夜外出の制限	深夜(午後11時から翌日午前4時まで)に子どもを連れ出すこと等の禁止 ○違反した場合30万円以下の罰金※
	保護者は、正当な理由がある場合を除き、深夜に子どもを外出させない
	深夜営業者は、深夜に施設内等にいる子どもに対し、帰宅を促す 県民は、深夜に外出している子どもに対し、帰宅を促す

※子どもの年齢を知らないことを理由として、処罰を免れることはできません。(年齢を知らないことに過失がないときは除く)
違反した者が子どもであるときは、当該子どもについては、罰則は適用しません。
違反する行為をしたとき子どもであった者についても、罰則は適用しません。

「威迫」「欺き」「困惑」とは?

- ・「威迫」とは、暴行、脅迫に至らない程度の言語、動作、態度等により、心理的威圧を加え、相手方に不安の念を抱かせることをいいます。
- ・「欺き」とは、嘘を言って相手方を錯誤に陥らせ、又は真実を隠して錯誤に陥らせる行為をいいます。
- ・「困惑」とは、困り戸惑い、どうしてよいか分からなくなるような、精神的に自由な判断ができない状況をいいます。

◎最終的には、構成要件の該当性、違法性、責任の有無、可罰性など総合的に判断されますが、次の事例は処罰の対象となる可能性があります。

■威迫事例…少女に、「俺は入れ墨を入れている。俺は怖いんだ」等と威迫し、性交した。

■欺き事例…インターネットで知り合った少女に、自身が芸能人であると偽って興味を持たせ、性交した。

■困惑事例…居候している少女に性交を迫り、これに応じないと追い出されるかもしれないと困惑させ、性交した。